

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
当日の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
 - 保険医療機関の指定
 - 保険医療機関等の指定
 - 保険医の登録
 - 保険医等の登録
 - 看護料の支給基準
 - 木材業者等の登録
 - 保安林の指定の解除
 - 解除予定の保安林
 - 土地改良区の設立認可 (五件)
 - 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
 - 土地改良事業の認可 (二件)
 - 土地改良事業計画の決定
 - 土地改良法による換地計画の適否の決定
 - 国有財産の用途廃止 (三件)

告 示

- ◇ 公安規則
 - 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告
 - 昭和四十八年度鳥取県行政書士試験の合格者
 - 昭和四十八年度狩猟者講習会の開催

鳥取県告示第八百十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、八〇一号	小 野 一 乘	昭和四十八年十月六日
" 一、八〇二号	岩 田 兼 正	" "
" 一、八〇三号	高 橋 伸 明	" "
" 一、八〇四号	小 林 仁 和	" "
" 一、八〇五号	伊 藤 隆 志	" 十二日

鳥取県告示第八百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
島 医 院	鳥取市湖山町	昭和四十八年九月二十六日
中嶋医院 尚徳分院	米子市榎原一、四一七の三	"
船木歯科医院	西伯郡淀江町淀江六九二	" 十五日

"	一、八〇六号	吉岡潤二	"
"	一、八〇七号	澤原光信	"
"	一、八〇八号	横井悦男	"
"	一、八〇九号	松永 功	"
鳥国薬第 二七八号	福 田 芙美子	"	"

鳥取県告示第八百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
医療法人明和会 渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	昭和四十八年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	"
音 田 内 科	倉吉市東町四三五	"
福井 医 院	東伯郡東伯町勤	"
佐伯 医 院	日野郡日野町黒坂 一、四四一の二、	" 八日
山口歯科医院	米子市錦町三丁目九〇の八	" 一日
倉 恒 薬 局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
福 島 薬 局	境港市中町九三	"

鳥取県告示第八百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
澤 原 光 信	鳥医第一、八〇七号	昭和四十八年十月十二日
横 井 悦 男	一、八〇八号	〃
松 永 功	一、八〇九号	〃

鳥取県告示第八百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
伊 藤 隆 志	鳥医第一、八〇五号	昭和四十八年十月十一日
吉 岡 潤 二	一、八〇六号	〃
福 田 美 美 子	鳥医第 二七八号	昭和四十八年十月十二日

鳥取県告示第八百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和四十八年九月一日から適用し、昭和四十八年三月鳥取県告示第二百二十号（健康保険法等による看護料の支給基準について）は、昭和四十八年八月三十一日限り廃止する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

看護料の支給基準

一 病状が重篤であって絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ、痘瘡、発疹チフス及びベスト	三、九五〇円	三、一五〇円	—
法定伝染病（コレラ、痘瘡、発疹チフス及びベストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	三、一六〇円	二、五二〇円	二、二二〇円
その他の疾病	二、六三〇円	二、一〇〇円	一、八四〇円

二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合

- (一) 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。
- (二) 食事及び用便につき介助を要すること。

病 種 別	一日当たりの看護料
コレラ、痘瘡、発疹チフス及びベスト	一、九三〇円
法定伝染病（コレラ、痘瘡、発疹チフス及びベストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	一、五五〇円
その他の疾病	一、二九〇円

備考

- 一 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 二 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額に二割五分の額を加算することができる。
ただし、支給基準の二に該当する場合は、この限りでない。
- 三 この基準は、最高額を示したものであり、現に要した看護料がこの支給基準の範囲内であるときは、その額とする。

鳥取県告示第八百十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号

登録年月日

住 所

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥木第四六号

昭和四八年六月一五日

鳥取市吉方温泉町一丁目三二〇

高橋秀夫

四七号

一八日

古海八二六

松本兼松

四八号

八月二三日

和歌山市久衛門町二〇

紀州木材株式会社

窪田米太郎

八木第八四号

六月七日

八頭郡智頭町駒帰

岸本造林株式会社 智頭事業所

岸本米太郎

八五号

一五日

八河谷

白岩重雄

八六号

一六日

船岡町下野二五四

田口材木店

田口考義

八七号

二九日

智頭町口字波三五三

藤森政敏

藤森政敏

八八号

七月六日

佐治村加瀬木一三〇〇

佐治村森林組合

上田礼之

八九号

加茂

山本勇夫

山本勇夫

山本勇夫

九〇号

一九日

郡家町郡家二三六

上田材木店

上田温男

九二号

八月一日

鳥取市西品治町四二四一六

大和森林株式会社 鳥取出張所

宮廻成幸

九三号

二七日

八頭郡智頭町郷原

藤原全用

藤原全用

倉木第九二号

七月四日

東伯郡赤崎町出上三七一

前田昌幸

前田昌幸

九三号

二八日

倉吉市上井町一六八

有限会社藤本製材所

米山昌幸

九四号

天

天神町五七四ノ四

津村工務店

津村正義

九五号

八月二一日

岡山真庭郡久世町久世

中国林業株式会社

篠田繁太

九六号

二九日

倉吉市沢谷一二七

野島木材有限公司

梶田繁章

米木第九三号

九月一八日

米子市西福原一一七四

松山和則

松山和則

日本第二二号

三日

日野郡日野町黒坂

今岡輝治

今岡輝治

二四号

七日

日野町黒坂一五〇一

中部林産株式会社

中西庄太郎

製材業者	二五号	根雨	小田木材	小田寛一
	二六号	安原	瀬田製材所	瀬田芳久

登録番号 登録年月日 住所

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥製第四三号	昭和四八年六月二六日	鳥取市岩吉一七〇	酒本寛海
八製第五二号	一六日	八頭郡船岡町下野二五四	田口考義
倉製第五八号	七月六日	佐治村加瀬木	佐治村森林組合
日製第一〇号	二八日	倉吉市上井町一六八	有限会社藤本製材所
〃 一〇号	二九日	沢谷一二七	野島木材有限公司
〃 一一号	九月三日	日野郡江府町武庫	有限会社中野製材所
〃 一二号	七日	江尾	中野製材所
〃 一三号	一八日	日南町宮内九一七一	倉野辰美
〃 一四号	二五日	神福	伊藤光正
		日野町安原	瀬田芳久

鳥取県告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字東五七の二、字東の二七四一ノ二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字浜畑九四七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

海岸保全区域に指定するため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百二十二号

昭和四十八年七月九日付で西伯郡中山町羽田井一七九番地尾古久雄ほか十五人の者から申請のあつた中山町畑地土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

中山町役場

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十三号

昭和四十八年七月九日付で西伯郡淀江町大字稻吉六五番地砂口稲男ほか十六人の者から申請のあつた淀江町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十四号

昭和四十八年七月九日付で西伯郡名和町大字茶畑四二〇番地大森幸夫ほか十五人の者から申請のあつた名和町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

名和町役場

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十五号

昭和四十八年七月九日付で米子市尾高一六七六番地金澤悦雄ほか二十六人の者から申請のあつた米子市伯仙土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十六号

昭和四十八年九月二十二日付で倉吉市下米積三二九番地坂本寿雄ほか十六人の者から申請のあつた久米土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十七号

昭和四十八年九月二十九日付で関金町長から申請のあつた土地改良(大平地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日間
縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十八号

昭和四十八年九月十八日付で江府町長から申請のあつた土地改良(武庫地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十九号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良(北野地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十号

倉吉市岩倉五七八番地林須那雄ほか二十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(岩倉地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月十日付で倉吉市下米積三二九番地坂本寿雄ほか十六人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(久米地区ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(久米地区ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十七日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十二号

昭和四十八年四月二十五日付で東伯町長から申請のあつた山田地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第八百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十月二十二日から用途廃止した。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇九番一 地先		五二・三五	堤塘敷
鳥取市吉成字中島河原八五三番二地先		三二・一五	堤塘敷
鳥取市吉成字中島河原八四八番地先から同市吉成 字中島河原八五三番二地先まで		二〇三・五五	水路敷
鳥取市吉成字中島河原八五三番二地先から同市吉 成字中島河原八五六番一地先まで		九〇・六〇	道路敷

鳥取県告示第八百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十月二十二日から用途廃止した。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

鳥取市吉成字外河原八三六番二地先		三四・七三	道路敷
鳥取市吉成字外河原八三六番一地先から同市吉成 字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇八番一地先まで		七〇・九七	道路敷
鳥取市吉成字外河原八三七番三地先から同市吉成 字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇八番一地先まで		一一一・八二	堤塘敷
鳥取市吉成字外河原八三六番一地先から同市吉成 字外河原八三六番二地先まで		七六・九二	水路敷
鳥取市吉成字上河原土手ノ外九一〇番一地先		四一・二六	水路敷
鳥取市吉成字上河原土手ノ外九一〇番一地先		三九・一一	水路敷
鳥取市吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇九番一 地先		三六・七九	水路敷
鳥取市吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇七番一 地先		六四・三二	水路敷

鳥取県告示第八百三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十月二十三日から用途廃止した。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

倉吉市字印判六五三番一地先		一一〇・六〇	堤塘敷
倉吉市字西梅田五五一番地先から同市字西梅田五 五二番二地先まで		一八九・四五	道路敷
倉吉市字西梅田五五三番地先		二八・四三	道路敷

倉吉市字若宮六三七番一地从り同市字若宮六三六番一地从りまで
 倉吉市字若宮六三九番一地从り同市字宮ノ峰六〇四番二地从りまで
 倉吉市字宮ノ峰六〇三番地先
 倉吉市字印判六五五番地先から同市字印判六七六番三地从りまで
 倉吉市字印判六五〇番地先
 倉吉市字印判六五二番地先から同市字印判六七九番一地从りまで

九九・六八	道路敷
四四三・四九	道路敷
九・九一	道路敷
一七五・八四	道路敷
五〇・三一	水路敷
七九・四四	水路敷

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第六号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

ばちんこ	玉一個につき き三円以下	賞品一個につき き五百円
スマート ボール	玉一個につき き三円以下	賞品一個につき き五百円
射 的	一回につき 五十円以下	賞品一個につき き三百円

を

射 的	ばちんこ及 スマートボー
-----	-----------------

玉一個につき き三円以下	賞品一個につき
一回につき 五十円以下	き千円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

公 告

昭和48年10月12日に実施した昭和48年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年10月26日

鳥取県知事 石 毅 二 朗

垣内 敏夫	小倉 俊揮	松本 啓介	川上 肇	林敬 二郎
明里 英和	川口 守一	山根 美明	佐々木三秋	板倉 重喜

昭和48年度第2次狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和48年10月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの

2 講習会の内容

経験者課程（甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、甲種の狩猟免許を、乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、乙種又は丙種の狩猟免許を昭和45年度から昭和47年度の間1回以上受けた者に係る課程）について行なう。

3 開催日時及び場所

(1) 日時 昭和48年11月13日 13時から

(2) 場所 米子市糺町一丁目 西部総合事務所会議室

4 講習科目及び時間

(1) 講習科目 狩猟に関する法令、狩猟鳥獣の判別及び猟具の取扱

(2) 時間 2時間

5 考査

講習終了後引き続き続いて講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

6 受講申込みの方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程400円）に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の2日前までに所轄地方農林振興局長に提出すること。

7 携行品

(1) 受講申込みの際に配布したテキスト

(2) 筆記用具